

令和6年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
白河市	市長公室 企画政策課 移住定住推進係 (0248-22-1111 内線2330)	白河市行政分譲地建築助成金	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002449.html	住宅新築・取得	補助金	第2白鳥ニュータウン及び田園町府ニュータウンの販売促進、住宅新築を支援するため、助成金を交付します。 【補助額】 ○住宅の床面積3.3平方メートルあたり4万円※(上限400万円) ※子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)1人を扶養している場合は6万円、2人以上扶養している場合は10万円。 ※建築業者の本店が市内にある場合には、50万円を加算。	【対象者】 ・土地売買契約締結後、1年以内に建築業者と工事請負契約を締結する方 ・直近3年度の市税等の滞納がない方。 ・行政分譲地内の同一区画において過去にこの助成金の交付を受けていない方 など
白河市	市長公室 企画政策課 移住定住推進係 (0248-22-1111 内線2331)	白河市来て「しらかわ」住宅取得支援事業補助金	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page003801.html	住宅新築・取得	補助金	市外から移住するために住宅を取得した方へ補助金を交付します。 【補助額】 ○県外からの移住 最大200万円(県補助金を加算した場合) ○県内からの移住 最大100万円	【対象者】 ・県外在住者又は市外移住者であること ・当該住宅の持ち分が1/2以上であること ・補助金交付年度の翌年度から起算して3年以上継続して補助対象住宅に定住すること ・定住する地域の町内会に加入し、又は加入する見込みがあること ・定住する前の住所がある市町村の住民基本台帳に基準日以前の期間が1年以上記録されていること ・市税等の滞納がないこと など 【対象住宅】 ・建築基準法等の関係法令に適合していること ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅については耐震診断を受けていること など
白河市	市長公室 企画政策課 移住定住推進係 (0248-22-1111 内線2331)	白河市空家バンク改修等支援事業補助金	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002669.html	空き家	補助金	空き家バンクに登録された空き家の改修費及び清掃費について補助金を交付します。 【補助額】 ○改修費補助 補助対象経費の1/2かつ上限150万円 ○清掃費補助 補助対象経費の10/10かつ上限15万円	【対象者】 ・白河市空家バンクに登録された空き家の購入者又は賃借者 ・白河市空家バンクに登録された空き家の所有者(売買物件の改修は対象外) 【補助要件(主なもの)】 ・居室のほか、生活に必要な玄関、トイレ、台所、浴室等を備えていること ・市区町村税の滞納がないこと ・当該空家に所有者が定住しないこと ・当該空き家に5年以上定住すること(購入者又は賃借者) ・町内会に加入し、又は加入する見込みがあること(購入者又は賃借者) ・5年以上賃貸し、定住させるための空家であること(所有者) など
白河市	市長公室 企画政策課 移住定住推進係 (0248-22-1111 内線2331)	白河暮らし空き家改修等支援事業補助金		空き家	補助金	市内の空き家を活用し、移住・定住する場合の改修費及び清掃費について補助金を交付します。 【補助額】 ○改修費補助 補助対象経費の1/2かつ上限150万円 ○清掃費補助 補助対象経費の10/10かつ上限30万円 ○地域活性化加算 ①地域産業活性化加算 市内に本店又は本社を有する事業者が工事を施工した場合 20万円 ②居住地誘導加算 中心市街地又過疎地域内に存する空き家を改修等する場合 20万円 ③空家バンク登録物件加算 空家バンク登録物件を購入又は賃借し、改修等する場合 20万円	【対象者】 ①県外からの移住者 ②子育て世帯 ③新婚世帯 ④東日本大震災の避難者・被災者 ⑤二地域居住者 ⑥既空き家居住者(補助対象空き家に居住している①~④に該当する方。 ※交付申請年度の前年度の4月1日以降に購入又は賃借したものに限り) 【補助要件(主なもの)】 ・居室のほか、生活に必要な玄関、トイレ、台所、浴室等を備えていること ・市区町村税の滞納がないこと ・当該空き家に5年以上定住すること ・町内会に加入し、又は加入する見込みがあること など

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
白河市	市長公室 企画政策課 移住定住推進係 (0248-22-1111 内線2331)	白河市過疎地域等空家事業転用 改修支援補助金	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/pag/e008788.html	空き家	補助金	空き家バンクに登録された過疎地域等の空き家を事業転用するための改修費及び家財処分費について補助金を交付します。 【補助額】 ○改修費及び家財処分費 補助対象経費の3/4かつ上限200万円	【対象者】 白河市空き家バンクに登録された過疎地域等に所在する空き家を購入又は賃借し、店舗又は併用住宅に転用するために必要な改修を行う方 【補助要件（主なもの）】 ・当該空き家において地域活性化に資する事業を行うこと ・市区町村税又は法人税の滞納がないこと ・補助金の交付申請時に、購入又は賃借した日から起算して12ヶ月以内かつ補助対象の工事が完了していること ・賃借者の場合は、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得ること など
白河市	建設部 建築住宅課 建築係 (0248-22-1111 内線2274)	白河市空家解体費補助金	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/pag/e006658.html	空き家	補助金	長期間使用されていない空き家の解体費の一部を補助します。 ○補助額 空き家の解体費の1/3かつ上限20万円	○補助対象空き家（一戸建ての専用住宅及び併用住宅の空き家の全部を解体する場合に限る） 下記のいずれにも該当する空き家 ・1年以上使用されていないもの ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたもの ・公共工事の補償対象でないもの ・所有権以外の権利が設定されていないもの ○補助対象者 ①所有者（未登記物件の場合は固定資産課税台帳に登録されている方） ②相続人 ③上記①又は②から当該空き家の解体について同意を得た者 ※以下の方は対象外となります。 ・市税等に滞納がある者 ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者 ・暴力団関係者 ・法人（非営利団体を除く）
白河市	建設部 建築住宅課 建築係 (0248-22-1111 内線2274)	白河市木造住宅耐震診断者派遣 事業	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/pag/e002371.html	耐震化	補助金	居住の安全と安心を確保するために、自らが居住する木造住宅の耐震診断を希望する者に対し、診断する建築士を派遣します。 ○個人負担 一律 8,000円	○対象住宅 ・所有者自らが居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事に着手し建築された戸建て住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ・昭和56年6月1日以後に、増改築（構造的に分離した増築は除く。）を行っている住宅 ・過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
白河市	建設部 建築住宅課 建築係 (0248-22-1111 内線2274)	白河市木造住宅耐震改修支援事 業	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/pag/e002370.html	耐震化	補助金	居住の安全と安心を確保するために、白河市内に存する耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修を行う方に対し、補助金を交付します。 ○補助金額 ・一般耐震改修工事 工事に要する費用の1/2かつ上限100万円 ・簡易耐震改修工事 工事に要する費用の1/2かつ上限60万円 ・部分耐震改修工事 工事に要する費用の1/2かつ上限60万円 ・現地建替工事 工事に要する費用の1/2かつ上限100万円	○対象住宅 ・所有者自らが居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事に着手し建築された戸建て住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ・昭和56年6月1日以後に、増改築（構造的に分離した増築は除く。）を行っている住宅 ・昭和56年6月以降の耐震基準に基づく耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしていないこと ・過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
白河市	建設部 建築住宅課 建築係 (0248-22-1111 内線2274)	白河市ブロック塀等改修助成事 業	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/pag/e004958.html	耐震化	補助金	震災に強いまちづくりを推進するため、避難路沿いにある建築基準法に適合しない又は、地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却・建替え・改修について、費用の一部を補助します。 ○補助額 対象工事費の2/3かつ上限15万円	○対象者 ・個人であること ・市税等の滞納がないこと ・当該ブロック塀等の所有者、又は所有者と同一世帯に属する者 ○対象工事 市内に存する避難路沿いにあるブロック塀等のうち、建築基準法に適合しない、又は地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却・建替え・改修であり、下記のいずれかに該当するもの ・ブロック塀の取り壊し、及び取り壊しによって生じた廃棄物の運搬及び処分 ・除却部と存置部の取り合いの補修 ・ブロック塀等を除却した場所へのブロック塀等やフェンス、生垣の設置 ・既存のブロック塀等の補強

※詳細については、各担当課の窓口にご直接お問い合わせください。（一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。）

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
白河市	保健福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係 (0248-22-1111 内線2154~2156)	高齢者にやさしい住まいづくり 助成事業	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001296.html	バリアフリー化	補助金	○住宅改修助成 手摺りの取付け、段差解消、洋式便器への取替え等にかかる工事費の9割(上限15万円)を助成。 ※工事前の申請が必要です。 ○エアコン設置整備費助成 エアコン設置費用の1/2(上限3万円)を助成。 ※設置前の申請が必要です。 ○火災警報器設置費用助成 火災警報器設置費用、3台までを上限に9,000円を助成。 ※設置前後の写真が必要となります。	○住宅改修助成 市民税非課税世帯に属する要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方。(一世帯1回限り) ○エアコン設置費用助成 市民税非課税世帯に属する65歳以上の方のみの世帯で、住宅にエアコンが未設置の世帯。(一世帯1回限り) ○火災警報器設置費用助成 市民税非課税世帯に属する65歳以上の方のみの世帯。 注意)同居の子や配偶者が別世帯に属する場合は、同一世帯とみなしません。
白河市	保健福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係 (0248-22-1111 内線2154~2156)	高齢者すまい・生活支援事業	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp	バリアフリー化	その他	○高齢者の入居を円滑に進められるよう支援する事業 ・住宅に関する情報提供 ・入居に関する相談及び助言 ・不動産関係団体との連携 ・入居支援対象者へのその他への支援	市内在住の高齢者
白河市	水道部 下水道課 下水道建設係 (0248-22-0910)	浄化槽市町村整備推進事業	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001033.html	環境対策	その他	5~10人槽の浄化槽を設置する場合は、市が工事費を負担。 【分担金】 11人槽以上の大型浄化槽を設置する場合は、浄化槽の使用者が以下の通り、工事費の一部を負担することになる。 専用住宅:基準事業に係る設計額の10% 併用住宅:基準事業に係る設計額の20% 事務所等:基準事業に係る設計額の30%	【対象区域】 ・公共下水道認可区域、農業集落排水事業採択区域を除いた市内全区域 【対象費用】 ・合併処理浄化槽の設置に必要な経費 ※ただし、以下に掛かる費用は全額個人負担 ・浄化槽本体設置に支障となる物の撤去、移転、復旧等、建築物、樹木、水道管、コンクリート等の取り壊し等 ・浄化槽設置工事の際に生じる付帯工事、屋外コンセント設置工事、浄化槽の上を駐車場等として利用するための補強工事 ・排水設備工事等に必要な費用
西郷村	企画政策課 企画政策係 (0248-25-2943)	西郷村移住定住住宅補助金	http://www.vill.nishigo.fukushima.jp/soshiki/kikakuseisakuka/sumai_pet/2961.html	住宅新築・取得	補助金	1件あたりの補助について、新築住宅は完成の日(建築確認検査済証の発行年月日)から1年以内のものとし、購入経費(土地代金除く)の2分の1以内の額(限度額40万円)とする。 中古住宅は、完成の日から1年を経過した未居住のもの又は居住されたことがあるものとし、購入経費(土地代金除く)の2分の1以内の額(限度額20万円)とする。また、補助対象者が中学生以下の扶養する子と同居する者の場合、当該子1人につき10万円を加算して補助を行う。	【対象者】 新たに村外から西郷村へ移住し、新築又は中古住宅を購入する者 ・転入した日から過去1年以内に西郷村に住所が無い者 ・住宅の取得日が転入から3年を経過していない者 ・村税等の滞納がない者 ・取得した住宅が建築基準法等の関係法令に適合した住宅であること等
西郷村	建設課 管理係 (0248-25-1117)	木造住宅耐震診断促進事業・木造住宅耐震改修支援事業	https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/soshiki/kensetsuka/sumai_pet/2/3760.html	耐震化	補助金	住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強いまちづくりを推進するため、診断費用、改修費用の一部を補助する。 ○耐震診断 補助額:個人負担 一律 6,000円 ○耐震改修 補助額 ・一般耐震改修工事…工事に要する費用の2分の1以内かつ1,000,000円以内の額 ・簡易耐震改修工事…工事に要する費用の2分の1かつ600,000円以内の額 ・部分耐震改修工事…工事に要する費用の2分の1かつ600,000円以内の額	○耐震診断 ・所有者自らが所有する住宅であること ・昭和56年5月31日以前に着手し、建築された住宅であること ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法などによる3階建て以下の住宅であること ・過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅であること ○耐震改修 ・所有者自らが所有する住宅であること ・昭和56年5月31日以前に着手し、建築された住宅であること ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法などによる3階建て以下の住宅であること ・上記の耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしていないこと ・過去に、本事業で補助金の交付を受けていないこと

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
西郷村	建設課管理係 (0248-25-1117)	ブロック塀等撤去助成事業	https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/soshiki/kensetsuka/sumai_pet/1/3758.html	耐震化	補助金	村民の安全と安心を確保するため、ブロック塀等を撤去する者に対し、工事費用の一部を補助する。 ○補助額:上限15万円もしくは対象工事に要する経費の3分の2の額	対象要件 ・西郷村に存すること。 ・道路に面し、コンクリートブロック塀等の点検表(様式第1号)により不適合と判定されること。 ・高さが1メートル以上であること。 対象工事 ・ブロック塀等(基礎を含む。)の取り壊し ・取り壊しによって生じた廃棄物の運搬及び処分 ・撤去部と存置部の取り合いの補修 ・撤去した場所へのブロック塀やフェンス、生垣等の新設(但し、撤去されたブロック塀等の長さまでとする)
西郷村	上下水道課 下水道施設係 (0248-25-2912)	浄化槽設置整備事業	https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/kurashi_tetsuzuki/jogesuidogesuido/1742.html	環境対策	補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置しようとする者に対し、補助金を交付する。 補助限度額 ・5人槽 : 332,000円 ・6~7人槽 : 414,000円 ・8~10人槽 : 548,000円 ・11~20人槽 : 939,000円 ・21~30人槽 : 1,472,000円 ・31~50人槽 : 2,037,000円 ・51人槽以上 : 2,326,000円 (撤去費加算:単独処理浄化槽60,000円、くみ取り便槽撤去30,000円)	【対象区域】 ○公共下水道の認可区域及び集落排水事業の採択区域以外の区域が対象であるが、採択区域等であっても浄化槽で処理することが適当と思われる場所は対象区域に含める。 【対象者】 ○居住を目的とした定住用住宅及び店舗等併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1を超えるもの)を新築する者 ○既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽へ転換する者 ○国立公園内の宿泊施設に合併処理浄化槽を設置する者
西郷村	健康推進課 高齢者支援係 (0248-25-3910)	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/soshiki/kenkosuishinka/koureisyafukushi/1974.html	バリアフリー化	補助金	手すりの取付け、段差解消、滑り防止の床材変更、引き戸への取替えなどの住宅改修工事費の助成を行います。 ※申請前に施工した場合は助成対象外となります。 【助成額】 ・支給限度支給額20万円の2割が自己負担 ※要介護認定を受けている方は負担割合証の利用者負担の割合となります。	対象となる方:①65歳以上の方②40歳以上65歳未満要介護認定者 ※世帯の主たる生計維持者が児童手当所得制限以下の方
泉崎村	保健福祉課 (0248-54-1333)	住ま高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/pade/page000210.html	バリアフリー化	補助金	住宅改修 同一住宅につき助成対象20万(内1割自己負担/限度額18万円)	年齢・・・65歳以上の介護保険非該当者収入・児童手当所得制限限度額以下
泉崎村	建設水道課 (0248-53-2114)	合併処理浄化槽整備事業	https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/pade/page000470.html	環境対策	補助金	5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 8人槽 548,000円	下水道法第4条第1項の認可区域外及び農業集落排水事業実施区以外に合併処理浄化槽を設置するもの
泉崎村	総務課 (0248-53-2409)	住宅用太陽光発電システム設置事業	https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/page/00057.html	省エネルギー化	補助金	太陽電池モジュールの最大出力の合計値に3万円を乗じて得た額とし、12万円を限度とする	村内に住所を有する方又は移住する予定の方・村内に自ら所有し、居住する住宅にシステムを設置した方又は自ら移住するために村内にシステム付きの新築住宅を購入したい方 ・村税等を滞納していない方 ・過去に村から同様の補助金を受けていない方 ・太陽光発電余剰電力の受給契約を結ばれている方
泉崎村	建設水道課 (0248-53-2114)	木造住宅耐震診断者派遣事業	https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/pade/page000130.html	耐震化	補助金	耐震診断者の派遣 個人負担額は一戸あたり6,000円	泉崎村に存し、次の各号に掲げる要件に全て該当するもの (1) 泉崎村に住所を有する所有者が自ら居住する住宅 (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建住宅 (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建以下の住宅 (4) 過去に泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
中島村	保健福祉課 (0248-52-2174)	日常生活用具給付事業(住宅改修費助成事業)	http://www.vill-nakajima.jp/page/page000095.html	バリアフリー化	補助金	住宅改修 同一住宅につき助成対象20万円(うち1割自己負担/限度額18万円)	身体障害者手帳(3級以上) ※特殊便器への取り替え(上肢2級以上)
中島村	保健福祉課 (0248-52-2174)	居宅介護(介護予防)住宅改修費支給	http://www.vill-nakajima.jp/page/page000923.html	バリアフリー化	その他	住宅改修に要した費用額(限度額20万円 自己負担1割~3割)	【対象者】要介護・要支援認定者 【住宅改修内容】 ○手すりの取り付け ○段差の解消 ○滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ○引き戸等への扉の取替 ○洋式便器等への便器の取替 ○その他改修に付帯して必要となる改修
中島村	建設課 (0248-52-3484)	合併処理浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	5人槽:332,000円 7人槽:414,000円 10人槽:548,000円	下水道法第4条第1項の許可区域外及び農業集落排水処理区域外に合併処理浄化槽を設置する者
中島村	建設課 (0248-52-3484)	木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	耐震診断者の派遣 個人負担額:一戸あたり6,000円	昭和56年5月31日以前に建築された3階建て以下の戸建て木造住宅
矢吹町	都市整備課 管理係 (0248-42-2116)	若者定住支援事業	http://www.town.yabuki.fukushima.jp/	住宅新築・取得	補助金	新築・購入 限度額50万円 (床面積、町内在住者、町外転入者により異なる)	町内に10年以上定住する平均年齢40歳以下の夫婦又は義務教育を修了するまで子供を養育している年齢40歳以下のひとり親
矢吹町	都市整備課 都市計画係 (0248-42-2116)	木造住宅耐震診断者派遣事業	http://www.town.yabuki.fukushima.jp/	耐震化	補助金	耐震診断者の派遣 個人負担は消費税相当額	昭和56年5月31日以前に建築された3階建て以下の戸建て木造住宅
矢吹町	都市整備課 都市計画係 (0248-42-2116)	木造住宅耐震改修助成事業	http://www.town.yabuki.fukushima.jp/	耐震化	補助金	補助金 一般耐震改修…工事費用の5分の4に相当する額(上限100万円) 簡易耐震改修…工事費用の5分の4に相当する額(上限60万円) 部分耐震改修…工事費用の5分の4に相当する額(上限60万円)	昭和56年5月31日以前に着工された3階建て以下の戸建て木造住宅で、耐震診断により耐震基準に適合しないと判断された住宅の耐震工事
矢吹町	まちづくり推進課 環境衛生係 (0248-42-2112)	住宅用太陽光発電システム導入促進事業	http://www.town.yabuki.fukushima.jp/	省エネルギー化	補助金	太陽光モジュールの最大出力1kW当たり3万円 (上限4kW、12万円)	町内に自ら居住している又は居住しようとする方で、その住宅に発電システムを設置した方 ※モジュールまたはインバータの最大定格出力が、10kW未満のもの
矢吹町	上下水道課 上下水道係 (0248-44-5152)	矢吹町合併処理浄化槽設置整備事業	https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page00642.html	環境対策	補助金	【補助額】 ○合併浄化槽を設置する方へ、人槽に応じて補助金を交付 ①新築住宅に設置する場合 5人槽・・・166,000円(130m2以下) 7人槽・・・207,000円(130m2以上) 10人槽・・・274,000円(2世帯住宅) ②単独浄化槽や汲み取り便槽から切り替える場合 5人槽・・・332,000円(130m2以下) 7人槽・・・414,000円(130m2以上) 10人槽・・・548,000円(2世帯住宅)	【対象者】 ・公共下水道事業及び農業集落排水施設事業の認可区域以外の地域内において、住宅及び共同住宅等に設置しようとする者 ・町の誘致決定を受けた事業施設等に設置しようとする者 ・公共下水道事業及び農業集落排水施設事業の認可区域内であるが、下水道に接続できない者 ・町県民税(固定資産税も含む)を滞納していない者 【対象経費】 住宅の新築および改修に伴う合併浄化槽の設置

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
矢吹町	上下水道課 業務係 (0248-44-5152)	排水設備工事融資斡旋制度	https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page00600.html	環境対策	利子補給	【斡旋限度額】 ・住宅については一戸あたり50万円まで。 ・集合住宅(アパート)等については一棟あたり200万円まで。 【融資日】 ・毎月15日(休業日の場合は翌日営業日) 【返済】 ・借りた日の属する月の翌月から毎月、元金均等償還(1万円以上/50ヶ月以内)	【対象者】 ・下水道の処理区域内で、くみ取りトイレを水洗トイレに改造する工事(汚水管が公共下水道に直結)及び生活排水を排除する排水設備工事を供用開始の日から3年以内に完了した人(申請も含む) ・町県民税(固定資産税も含む)及び下水道事業受益者負担金を滞納していない人(保証人も同様であること) ・町内に在住し、世帯を別にする連帯保証人1人を有する人 ※新築工事は除くものとする
矢吹町	商工観光課 地域活性化係 (0248-42-2119)	矢吹町定住促進事業における移住支援金	https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page009028.html	住宅新築・取得	補助金	【補助金】 ・世帯での移住 100万円 ・単身での移住 60万円 ・18未満の者が帯同しての移住 100万円 / 一人につき	【対象者】 東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部を除いた地域)から矢吹町に移住する者が、交付要件に該当する場合は対象。
矢吹町	商工観光課 地域活性化係 (0248-42-2119)	矢吹移住定住総合サポート支援金	https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page007968.html	住宅新築・取得	補助金	【補助金】 ・移住支援金 10万円 ・定住支援金 20万円 ※その他追加支援記8項目の加算あり	【対象者】 県外から矢吹町に移住してきた者が対象。 ※定住支援金については、移住支援金の支給決定を受けた者のみを対象。
矢吹町	商工観光課 地域活性化係 (0248-42-2119)	来て「やぶき」空き家取得支援金	https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page009850.html	空き家	補助金	【補助金】 空き家バンクに登録されている空き家を取得し、自ら居住する者に最大170万円を支給する。	【対象者】 ・空き家バンクに登録されている空き家を取得し、自ら居住する者。 ・移住から2年以内かつ、令和6年4月1日以降に取得された住宅であり、県外から移住した方。 ※交付要綱で定めた交付要件に該当した場合が対象。
棚倉町	整備課 都市計画係 (047-33-2114)	棚倉町木造住宅耐震診断者派遣事業	http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000941.html	耐震化	その他	木造住宅の耐震診断者の派遣 自己負担額6,000円	(次の要件の全てを満たすもの) ・所有者が自ら居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手された在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の戸建て住宅 ・過去にこの耐震診断を受けていないこと
棚倉町	整備課 都市計画係 (0247-33-2114)	棚倉町木造住宅耐震改修助成事業	http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000941.html	耐震化	補助金	耐震診断により耐震改修が必要と診断された木造住宅を対象に耐震改修費用の一部を補助。耐震改修工事に要した費用の1/2以内の額で、補助金の上 限度額は以下のとおり。 ・一般耐震改修工事 1,000,000円 ・簡易耐震改修工事 600,000円 ・部分耐震改修工事 600,000円	(次の要件の全てを満たすもの) ・所有者が自ら居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手された在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の戸建て住宅 ・過去にこの耐震診断を受けていないこと。 ・建築基準法令に違反していないもの。 ・耐震診断により耐震基準を満たさないもの。 ・補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの。 ・以前にこの補助金の交付を受けたことがないもの。 ・町税や町が徴収する負担金及び使用料、上下水道料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を滞納していないこと
棚倉町	地域創生課 企画調整係 (0247-33-2112)	棚倉町定住促進空き家取得補助事業	http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page001646.html	空き家	補助金	補助対象経費の1/2(上限50万円。ただし、福島県の「来て ふくしま住宅支援事業の補助金額を含む。)を補助する。	空き家を取得して自ら居住しようとする県外からの移住者に対し補助金を交付する。
棚倉町	地域創生課 企画調整係 (0247-33-2112)	棚倉町空き家改修等支援事業	http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page001123.html	空き家	補助金	補助対象経費の1/2(上限50万円)を補助する。	県外からの移住者又は避難者(被災者)等が自ら居住することを目的に空き家の改修又は除却を行う際に補助金を交付する。 ※詳細な要件等についてはホームページに掲載されています。
棚倉町	上下水道課 下水道係 (0247-33-2119)	排水設備工事助成事業	http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000178.html	環境対策	その他	排水設備設置工事に対する助成金30,000円	公共下水道施設または農業集落排水施設の公共ますい接続する排水設備工事(令和7年3月まで)

※詳細については、各担当課の窓口に直接お問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
棚倉町	上下水道課 下水道係 (0247-33-2119)	合併処理浄化槽設置整備事業	http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000178.html	環境対策	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置補助 <ul style="list-style-type: none"> 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 ※ 家を新築及び更地にして建て替えた場合は上記の1/2の額となる。 ・撤去に要する補助 <ul style="list-style-type: none"> 単独浄化槽の撤去 60,000円 汲取便槽の撤去 45,000円 ・単独浄化槽及び汲取便槽を撤去し浄化槽を設置する場合の配管工事に要する費用 100,000円 	公共下水道及び農業集落排水事業実施計画区域外の地域において、合併処理浄化槽を設置するとき。
棚倉町	健康福祉課 高齢者係 (0247-33-7801)	棚倉町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000417.html	バリアフリー化	補助金	改修工事費の90%を補助(本人1割負担) 限度額18万円	<p>【対象者】 60歳以上の高齢者(介護保険の対象者を除く)であって、その生計中心者の所得限度額が児童手当法の所得制限限度額以下である方。</p> <p>【対象工事等】 手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の変更、洋式便器への取換え</p>
矢祭町	事業課 事業グループ (0247-46-4577)	矢祭町木造住宅耐震診断者派遣事業(安全安心耐震促進事業)		耐震化	補助金	木造住宅の耐震診断費用の助成・個人負担額6,000円(木造住宅の耐震診断)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町内に居住する住宅(専用・併用) 2. 昭和56年5月以前の木造住宅(3階以下) 3. 以前に耐震診断を受けていないこと
矢祭町	事業課 事業グループ (0247-46-4577)	矢祭町木造住宅耐震改修支援事業(安心耐震サポート事業)		耐震化	補助金	<p>住宅の耐震診断を実施した結果をもとに補強工事の費用の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般耐震改修:100万円を上限として、工事費用の1/2以内 ・簡易耐震改修:60万円を上限として、工事費用の1/2以内 ・部分耐震改修:35万円を上限として、工事費用の1/2以内 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町内に居住する住宅(専用・併用) 2. 昭和56年5月以前の木造住宅(3階以下) 3. 以前に耐震診断を受けていること
矢祭町	事業課 事業グループ (0247-46-4577)	矢祭町個人住宅改良支援事業補助金	http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000612.html	その他	補助金	<p>町内の施工業者により個人住宅の改良を行う場合に、その費用の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事代金50万円以上で、工事代金の1/10(上限20万円) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町内に居住する住宅(専用・併用) 2. 町税等の未納がないこと 3. 町内の業者が施行すること
矢祭町	事業課 事業グループ (0247-46-4577)	矢祭町子育て世帯定住支援事業助成金	http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000613.html	同居対応	補助金	<p>子育て世帯の町内定住化を図るために、町内外の子育て世帯が矢祭町内における住宅取得等の費用を補助する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内在住者が矢祭町内に住宅を新築(3.3平方メートルあたり2万円、上限100万円) ・町外在住者が矢祭町内に住宅を新築(3.3平方メートルあたり4万円、上限200万円) ・町内在中の親等との同居を目的とした増築(3.3平方メートルあたり4万円、上限200万円) (町内の業者による施工の場合は20万円加算) ・町内在住者が矢祭町内に中古住宅を取得(3.3平方メートルあたり5万円、上限25万円) ・町外在住者が矢祭町内に中古住宅を取得(3.3平方メートルあたり1万円、上限50万円) ・県外から転入し、新築住宅を取得する方へ福島県が実施する住宅取得支援事業助成金(上限100万円)を支給 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て世帯であること 2. 町税等の未納がないこと 3. 暴力団員その他近隣の住居の平穩を著しく害する恐れのある者でないこと

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
矢祭町	事業課 事業グループ (0247-46-4577)	矢祭町行政分譲地建築助成金	https://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000952.html	住宅新築・取得	補助金	行政分譲地(矢祭ニュータウン)の土地を購入し、住宅を建築する世帯を支援するため、その費用を一部補助する。 下記(1)～(3)の中から申請者が該当するものを選択 (1)申請時の1年以上前から町内に住所を有する又は、最後に有してから1年を経過しておらず、かつその期間が1年以上ある場合： 延床面積3.3平方メートルあたり 60,000円 (2)申請時の1年以上前から県内の他市町村に住所を有する又は、最後に有してから1年を経過しておらず、かつその期間が1年以上ある場合： 延床面積3.3平方メートルあたり 80,000円 (3)申請時の1年以上前から県外に住所を有する又は、最後に有してから1年を経過しておらず、かつその期間が1年以上ある場合： 延床面積3.3平方メートルあたり 100,000円 ・県外から転入する方へ福島県が実施する住宅取得支援事業助成金(上限100万円)を支給	(1)町と行政分譲地の売買契約を締結したものの (2)行政分譲地に係る売買契約締結後1年以内に建築業者と同地に住宅を新築するための工事請負契約を締結したものの (3)直近3年度の市町村税の滞納がないもの (4)申請者及び同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員その他近隣の居住の平穩を著しく害するおそれのあるものでないこと
矢祭町	事業課 事業グループ (0247-46-4577)	矢祭町空き家改修等支援事業補助金	https://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000953.html	その他	補助金	空き家を購入あるいは賃借される方を対象に改修などの費用を一部補助。 補助金の額は下記の(1)～(3)を組み合わせて決定する。 (1)空き家の改修に要する費用：補助対象経費の2分の1以内 かつ 最大150万円(二地域居住者は最大80万円) (2)空き家のハウスクリーニングや残置物処分、敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用：補助対象経費の2分の1以内 かつ 最大30万円 (3)地域活性化加算額：下記ア～ウの要件を満たす場合、要件毎に20万円。加算の上限は60万円 ア 空き家バンクに登録された空き家 イ 下記の年齢や世帯構成に関する要件を満たすこと ・補助対象者が移住者であり、かつ年齢が39歳以下 ・補助対象者が移住者であり、かつ新婚世帯又は子育て世帯 ウ 矢祭町内業者が改修工事を実施すること エ 改修後の住宅に供する部分の床面積が一般型誘導居住面積水準以上であること	-対象物件- ・矢祭町に存する戸建住宅で、3ヶ月以上居住の実態がないもの住宅 ・矢祭町空き家バンクに登録されている戸建て住宅 -対象となる方- ・移住者 ・二地域居住者 ・子育て世帯 ・新婚世帯 ・避難者 ・被災者 ・既空き家居住者
矢祭町	町民福祉課 健康づくりグループ (0247-46-4581)	高齢者にやさしい住まいづくり事業	http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000071.html	バリアフリー化	補助金	高齢者が居住する住宅の手すりの設置、洋式便座や各種バリアフリー対応に改修する費用の助成・改修費用の90%(上限18万円)	60歳以上の高齢者が居住する住宅
矢祭町	町民福祉課 生活環境グループ (0247-46-4574)	合併浄化槽設置補助金交付事業	http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000464.html	環境対策	補助金	合併浄化槽を設置する者に対する補助金 ・5人槽：332,000円 ・6～7人槽：414,000円 ・8～10人槽：548,000円 ・11～50人槽：国の基準に準ずる	合併浄化槽の新規設置をしようとする者
矢祭町	自立総務課 企画財政グループ (0247-46-4579)	矢祭町再生可能エネルギー推進事業補助金	http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000552.html	省エネルギー化	補助金	再生可能エネルギー等の有効利用の推進と低炭素社会の実現に寄与するため、環境保全対策を促進する設備を設置しようとする者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電設備の最大出力1キロワットあたり4万円(上限16万円) ・設置用リチウムイオン蓄電池の設備経費の10分の1(上限15万円) ・木質バイオマス燃焼機器のストーブ 1設備につき設備経費の10分の1(上限5万円) 木質バイオマス燃焼機器のボイラー 1設備につき設備経費の10分の1(上限10万円)	自ら居住する又は居住しようとする町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む)を対象システムを設置する個人で、次のいずれかに該当する者 1. 対象システムを既存住宅又は新築住宅に設置しようとする者 2. 対象システムが設置された新築住宅を購入する者 3. 災害時に地域でお互いに支え合える共助への協力が出来る者 *補助金の交付を受けることができない者 ①借りている住宅に設置する者 ②町税等を滞納している世帯の者 ③この補助金の交付をすでに受けている者
矢祭町	自立総務課 税務グループ (0247-46-4579)	矢祭町二・三世同居支援事業に係る新築住宅等の固定資産税の特別措置		同居対応	その他	親と子及び孫が同居するために、新築又は購入等をした住宅に課する固定資産税を軽減する。 ・平成28年4月1日から令和8年3月31日までに新築又は購入された住宅(地方税法により固定資産税の減額を受けた住宅の未減額分)	1. 対象住宅を所有する納税義務者であり、町税等の滞納をしていないことが確認できる者 2. 二・三世代が同居しており、継続する意思がある者 3. 店舗や事務所などと併用している住宅の場合は、居住部分が2分の1以上であれば対象

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
塙町	まち整備課 まち管理係 (0247-43-2117)	塙町木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	建築士などを派遣し、木造住宅耐震診断を行う。診断費用1戸当たり15万6千円までは町で負担し、その額を超えた分は自己負担となる。	町内に存在する住宅で、次の全ての要件を満たす木造住宅。 ①所有者が自ら居住する住宅 ②昭和56年5月31日以前に着工された住宅 ③在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法などによる木造3階建て以下の住宅 ④過去に本事業に基づく耐震診断を受けていない住宅
塙町	まち整備課 まち管理係 (0247-43-2117)	塙町木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	対象要件を満たす住宅に係る耐震改修工事で、改修内容により次のいずれかを上限として補助する。 ①一般耐震改修（診断後評点が1.0未満の住宅を1.0以上に補強・改修）：100万円（上限）、工事費用の1/2以内 ②簡易耐震改修（診断後評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に補強・改修）：60万円（上限）、工事費用の1/2以内 ③部分耐震改修（診断後評点が0.7未満の住宅を倒壊から命を守るために行う部分的な居室の補強・改修）：60万円（上限）、工事費用の1/2以内	町内に存在する住宅で、次の全ての要件を満たす木造住宅。 ①町内に居住する住宅（専用・併用） ②昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（3階以下） ③耐震診断を受けた結果、その基準を満たしていないこと
塙町	まち整備課 まち管理係 (0247-43-2117)	塙町ブロック塀等改修支援事業	https://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page002039.html	耐震化	補助金	町が指定する箇所（道路）に面するブロック塀等に係る改修等（除去・建替・改修）の補助対象工事に要する経費に対して次の額を補助する。 ①10万円（上限）、工事費用の2/3以内	町内に存在するブロック塀等のうち、塙町耐震改修促進計画に定める重点的に耐震化すべき区域に位置し、かつ道路等に面している法令に適合しない又は地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等で、次の改修等に該当すること。 ①ブロック塀等との取壊し及び廃棄物運搬処分 ②除却部と存置部の取合い補修 ③ブロック塀等を除去した場所への建替え ④既存ブロック塀等の耐震補強 ⑤公共事業補償、住宅販売・解体目的、建築物の建築時の塀改修、建築基準法第42条第2項により後退した土地にある塀などの補助対象外のブロック塀等でないこと。
塙町	まち整備課 まち管理係 (0247-43-2117)	塙町住宅取得支援事業	http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000735.html	住宅新築・取得	補助金	県外から町内に移住するために新築又は中古住宅を取得した方へ、補助対象経費の2分の1を上限に補助。（基本額と加算額を合わせて最大200万円） 基本額140万円（上限）＋該当する加算額（①、②、③） ①同居する世帯員に義務教育終了の子供がいる：20万円 ②世帯員のいずれかが町内就業（雇用保険の加入が必要）：20万円 ③町内の建築業者が建築：20万円	県外から転入する方が自ら居住するために取得する町内の住宅で、次の全ての要件を満たす場合。 ①自己が居住する住宅で、建築基準法等の法令に適合していること ②延べ面積が一般型誘導居住面積水準以上であること ③昭和56年以前の中古住宅の場合は耐震診断が実施済であること ④世帯員は2名以上であり、塙町に住居登録していること ⑤10年以上継続して塙町に居住すること
塙町	まち整備課 まち管理係 (0247-43-2117)	塙町多世代同居・近居支援事業	http://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/page000736.html	同居対応	補助金	「福島県多世代同居・近居推進事業」の交付を受けた者で、塙町内へ新築若しくは町内の物件を改修し多世代同居・近居を行う世帯に対し、対象経費の1/2を限度とし、県補助金の交付額を差し引いた額を補助。（最大50万円） ①基本額：25万円 ②子ども加算：1人5万円（3人上限） ③県外移住者加算10万円	次の全ての要件を満たす場合。 ①福島県多世代同居・近居推進事業において補助金の額確定通知が交付されていること ②過去に塙町多世代同居・近居支援事業の補助金を受けていないこと ③対象となる住宅の所有者は、多世代同居・近居を行う者でないこと ④町税等の滞納が無いこと ⑤対象となる世帯全員が暴行法に規定する暴力団員でないこと
塙町	まち整備課 まち管理係 (0247-43-2117)	塙町住宅浸水対策改修工事費補助金		防災対策	補助金	大雨による住宅の浸水被害を軽減するため、支給要件を満たす補助対象工事を行う住宅の所有者に補助。 ①浸水対策等改修工事：100万円（上限）、工事費用の1/2以内 ②設備機器かさ上げ工事：30万円（上限）、工事費用の1/2以内	町内に存在する住宅で町が定める浸水地域内にあり、補助対象工事が次の全ての要件を満たす場合。 ①補助対象工事（設備かさ上げ工事を除く。）に要した費用が10万円以上 ②販売目的で所有する住宅又は敷地に係る工事以外 ③町内に住民票を有する者が居住している住宅の工事 ④確実に浸水対策の機能向上を図ることが見込まれること
塙町	生活環境課 (0247-43-2148)	塙町合併浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	生活排水による公共水域の水質汚濁防止のため、公共下水道事業及び農業集落排水整備事業の計画区域外の地域において、合併処理浄化槽を設置しようとするものに対し、補助金を交付。 限度額：設置補助5人槽35万4千円、6～7人槽43万7千円、8～10人槽67万2千円、単独から合併に設置換時の単独浄化槽撤去6万円、くみ撮り便所撤去3万円	公共下水道事業の計画区域及び農業集落排水整備事業の計画区域外の地域で、国庫補助指針に適合する合併処理浄化槽を設置しようとするもの。（浄化槽法に基づく設置届出の審査又は建築基準法に基づく確認を受けない者、住宅を借りている者で賃貸人の許可が得られない者、税・使用料等を滞納している者を除く）

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
埴町	健康福祉課 (0247-43-2227)	高齢者にやさしい住まいづくり事業		バリアフリー化	補助金	住宅改修費用(手摺取付・段差解消等)への助成 ①助成対象限度額 20万円 ②助成限度額 18万円(9割助成)	①60歳以上の高齢者(介護保険対象者を除く) ②所得要件:生計中心者の所得限度額が児童手当法による児童手当法による児童手当所得制限限度額以下
埴町	健康福祉課 (0247-43-2115)	日常生活用具給付事業		バリアフリー化	補助金	障害者向け住宅改修費用への助成 ①助成対象額:助成上限額20万円と対象工事に要した費用のいずれか少ない方の額 ②助成限度額:20万円	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替をする場合は、上肢機能障害2級以上の者)
埴町	まち振興課 地域づくり係 (0247-43-2112)	埴町空家除去補助金		空き家	補助金	対象要件を満たす空家の全てを除去する工事で、補助対象工事に要する経費に対して次の額を補助する。 ①40万円(上限)、工事費用の1/3以内	町内に在する建築物で、居住その他の使用がされていない期間が1年以上あり、次の全ての要件を満たす空家。 ①個人が所有する空家 ②主たる用途が一戸建ての住宅(併用住宅の場合、住居の用に供される面積が延べ面積の過半を占める住宅) ③所有権以外の権利の設定、公共事業による補償の対象又は賃貸の事業に使用したなど補助対象外の空家でないこと。
鯉川村	地域整備課 環境係 (0247-49-3114)	飲料水確保対策事業補助金	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page002249.html	住宅新築・取得	補助金	補助対象工事の費用の2分の1とし、その額が1戸当たり50万円を限度とする。	個人施設及び共同施設。 自家用水道の水源枯渇、水質悪化改善するために直接必要な工事費用が10万円以上の工事。
鯉川村	地域整備課 建設係 (0247-49-3114)	宅地分譲地販売促進事業補助金	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page001812.html	住宅新築・取得	補助金	・村内請負業者施工100万円、村外請負業者施工50万円 ・義務教育修了前の子、1人につき10万円を加算	・45歳未満の者又は夫婦のいずれかが45歳未満の婚姻世帯・自らの居住する専用住宅及び併用住宅用として住宅を建設する者・分譲地・西野団地・居住部分の延べ床面積が50平方メートル以上・玄関、台所、便所、洗面設備、浴室及び居室を有していること
鯉川村	村づくり推進室 村づくり推進係 (0247-57-6332)	移住者居住支援補助事業	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page002217.html	住宅新築・取得	補助金	【補助額】 基本額30万円+移住者加算額40万円+子育て加算額(※15歳未満1名につき)15万円+村内請負業者加算10万円	【対象者】 ・転入の日から住宅に入居した日までの期間が1年未満の者、かつ、転入の日前3年において村内に住所を有していなかった方。 ・45歳未満の方で、令和6年3月31日までの間に、新築住宅(令和3年4月1日以後に登録した物件)を取得した方。
鯉川村	村づくり推進室 村づくり推進係 (0247-57-6332)	戸建て中古住宅取得補助事業	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page002217.html	住宅新築・取得	補助金	【補助額】 基本額20万円+移住者加算額40万円+子育て加算額(※15歳未満1名につき)15万円+村内請負業者加算10万円	【対象者】 ・転入の日から住宅に入居した日までの期間が1年未満の者、かつ、転入の日前3年において村内に住所を有していなかった方。 ・45歳未満の方で、令和6年3月31日までの間に、中古住宅(令和3年4月1日以後に契約締結した物件)を取得得した方。 【対象住宅】 ・建築後3年を超える建物。
鯉川村	村づくり推進室 村づくり推進係 (0247-57-6332)	若年層定住促進補助事業	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page002217.html	住宅新築・取得	補助金	【補助額】 基本額40万円+子育て加算額(※15歳未満1名につき)15万円+村内請負業者加算10万円	【対象者】 ・移住者以外に、本村に住所を有する者のうち、定住しようとする者。 ・45歳未満の方で、令和6年3月31日までの間に、新築住宅(令和3年4月1日以後に登録した物件)を取得した方。
鯉川村	村づくり推進室 村づくり推進係 (0247-57-6332)	結婚新生活支援事業補助金	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page002666.html	住宅新築・取得	補助金	新婚夫婦に対し、住宅の新築や中古住宅の購入費用、住宅のリフォーム、引越費用など、結婚するにあたって発生する住宅関係の費用を助成する。 【補助額】 ・夫婦ともに40歳未満の場合…対象経費の最大30万円 ・夫婦ともに30歳未満の場合…対象経費の最大60万円	【対象者】 ・令和5年4月に降に結婚 ・婚姻時点で夫婦ともに40歳未満 ・結婚後の住所が鯉川村内 ・夫婦の合計所得が500万円未満 【対象経費】 ・結婚後の新居として住宅を購入した費用 ・結婚後の同居のために住宅を修繕・増築・改築(リフォーム)した費用 ・引越業者を利用した引越費用

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
鮫川村	地域整備課 環境係 (0247-49-3114)	合併浄化槽設置整備事業	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page000218.html	環境対策	補助金	公共水域の水質保全 ○補助限度額 5人槽332千円、7人槽414千円、10人槽548千円 ○上乘せ補助限度額 【改築】単独浄化槽撤去箇所へ設置90千円、 単独浄化槽撤去箇所以外へ設置90千円 くみ取便槽撤去後へ設置 60千円	農業集落排水事業実施計画区域外等の地域において、合併処理浄化槽を設置しようとするもの。
鮫川村	地域整備課 建設係 (0247-49-3114)	木造住宅耐震診断者派遣事業	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page000049.html	耐震化	その他	民間住宅の耐震診断 耐震診断者を派遣 個人負担6千円	昭和56年5月31日以前に建築された3階建て以下の戸建て木造住宅
鮫川村	地域整備課 建設係 (0247-49-3114)	木造住宅耐震改修等支援事業補助金	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page000049.html	耐震化	補助金	耐震診断により耐震改修が必要と診断された木造住宅を対象に耐震改修費用の一部を補助。 耐震化工事に要する費用の1/2以内の額で、補助金の上限額は以下のとおり。 ・一般耐震改修工事 1,000,000円 ・簡易耐震改修工事 600,000円 ・部分耐震改修工事 600,000円 ・現地建替工事 1,000,000円	村内に存在する住宅で、次の全ての要件を満たす木造住宅。 ①所有者が自ら居住する若しくは住宅を購入し、購入者自らが居住する予定の専用又は併用住宅 ②工事の着手が昭和56年5月31日以前であるもの ③地上階数が3以下のもの ④在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法によって建築されたもの ⑤建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項の規定による命令の対象にならないもの ⑥耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないもの 現地建替工事を行う場合においては、上記のほか、次の要件を満たすもの。 ①避難路沿道に存するもの ②現地建替後の住宅は、土砂災害特別警戒区域外に存するもの ③都市再生特別措置法第88条第1項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第5項の規定に基づく公表に係るものでないこと ④建替後の住宅は、省エネ基準に適合すること
鮫川村	住民福祉課 福祉係 (0247-49-3112)	高齢者やさしい住まいづくり助成事業	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page001658.html	バリアフリー化	補助金	75歳以上高齢者 改修費用20万円限度とし、その9割補助	住宅改造(段差・トイレ・手摺り等)
鮫川村	村づくり推進室 村づくり推進係 (0247-57-6332)	鮫川村空き家改修等支援事業補助金		空き家	補助金	空き家改修費 補助対象費の2分の1以内かつ最大150万円 (二地域居住者は最大800千円) ハウスクリーニング費用等 補助対象費の2分の1以内かつ最大30万円 地域活性化加算 移住者が45歳以下の場合 30万円加算	(補助対象者) 移住者・二地域居住者・子育て世帯・新婚世帯・避難者・被災者・既空き家居住者 (補助要件) ・補助対象者が自ら居住するために購入又は賃借した空き家(改修後に併用住宅とする場合を含む)であること。 ・賃貸事業用の空き家ではないこと。 ・原則、交付申請後に補助対象工事等が完了するものであり、かつ、交付申請年度に完了すること。 ・建築基準法に適合する建築物であること。 ・賃借した場合は、交付申請前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。
鮫川村	村づくり推進室 村づくり推進係 (0247-57-6332)	鮫川村空き家改修等支援事業補助金		空き家	補助金	空き家解体等 補助対象経費の2分の1以内かつ最大80万円	(補助対象者) 移住者・二地域居住者・子育て世帯・新婚世帯・避難者・被災者 (補助要件) ・補助対象者が自ら居住するために購入、賃借又は相続した敷地に存する空き家であること。 ・原則、交付申請後に補助対象工事等が完了するものであり、かつ、交付申請年度に完了すること。 ・補助対象工事の完了から1年以内に、同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための新築住宅(併用住宅を含む)に定住すること。 (補助要件) 空き家をお持ちの方が、住むために必要となる空き家の解体や残置物の処分および庭木の剪定等(敷地内のもの)を行う際に発生した費用の一部を補助

※詳細については、各担当課の窓口にお問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)